

神戸地裁昭和五三年（行ウ）第一四号、五六・二・一〇判決

判決

原告 姫路赤十字病院

被告 兵庫県地方労働委員会

補助参加人 日本赤十字労働組合姫路支部

(主文)

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

(事実)

第一 当事者の求めた裁判

一 請求の趣旨

被告が、兵庫県地方労働委員会昭和五二年（不）第六号不当労働行為救済申立事件について、昭和五三年二月一〇日付でなした不当労働行為救済命令は、これを取り消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

二 請求の趣旨に対する答弁

主文と同旨。

第二 当事者の主張

一 請求原因

1 原告はその肩書地において日本赤十字社の経営する病院であり、補助参加人は日本赤十字社の従業員で組織されている日本赤十字労働組合の支部であって、原告病院及び姫路血液センターの従業員を構成員とする労働組合である。

原告は昭和五二年四月一九日従業員（補助参加人組合の組合員）であるX1を解雇し、被告は、原告を被申立人、補助参加人を申立人とする昭和五二年（不）第六号姫路赤十字病院不当労働行為救済申立事件について、昭和五三年二月一〇日付で左記主文の命令（以下本件救済命令という。）を発し、右命令は同日原告に交された。

記

(一) 原告は補助参加人との間で、X1の解雇問題並びに昭和三五年一〇月四日付人事委員会に関する協定書及び昭和三七年一二月一八日付協定書に関する件につき、補助参加人の委任に基づき総評兵庫県地方評議会（以下県評という。）及び総評姫路地区評議会（以下地区評という。）の役員の参加する団体交渉に応じなければならない。

(二) 補助参加人のその余の申立ては、これを棄却する。

2 しかし、本件救済命令は違法であるから、その取消を求める。

二 請求原因に対する被告及び補助参加人の認否

1 請求原因1の事実は認める。

2 同2の事実は争う。

三 本件救済命令の適法性についての補助参加人の主張

1 昭和五二年五月一六日の本件団体交渉に至るまでの経過

(一) 原告においては、昭和四九年以降、赤字財政を理由として合理化五か年計画を作成し、人員の削減を計っている。そして、原告は右合理化に反対する補助参加人の弱体化を図るために、次のごとき不当労働行為をくり返してきた。

すなわち、(1)昭和四九年度の定期昇給を原告病院のみ八月まで実施しなかったこと、(2)昭和五〇年四月X2書記次長を、ミスを理由として配転したこと、(3)昭和五〇年六月二三日の団体交渉において、放射線科の欠員補充を確約しながら、組合員の紹介による放射線技師を不採用に、欠員を補充しなかったこと、(4)昭和五〇年一二月二九日、組合の一斉休憩戦術の徹底化及び、病院側の看護体制の確認のため、パトロール中のX3執行委員が看護婦詰所前室から医師の指示にも拘らず退室しなかったとして、同人を処分したこと、(5)昭和五一年九月ころ、組合員に対して、脱退の強要、示唆をしたこと、(6)その他、管理職を増やすとか、組合ビラの撤去、組合旗の撤去、集会に対する監視等の嫌がらせ行為をしたことなどである。

(二) 本件団体交渉の交渉事項となっているX1の解雇問題とは、同人が昭和五二年二月一八日、他の二名の者と外科病棟の準夜勤務に従事していたところ、当直婦長であったY1から、「内科の患者であるが、内科に空床がないので、個室がないか。」との問い合わせに対し、当時、食道静脈瘤で意識喪失状態の患者を含め、重症患者が五名いたので、X1はこの点を説明したのにもかかわらず、原告はX1を解雇したという件である。

右解雇処分に対して、同人は、神戸地裁姫路支部に地位保全の仮処分申請を行ない、同支部は、昭和五二年五月二六日付で右申請を認める決定を下した。右決定後、同人は、本訴を提起し、同支部昭和五二年(ワ)第二四九号事件として審理されている。

補助参加人は、X1の解雇問題は、前述した一連の組合弾圧の延長線上にあるものと把握し、県評や地区評にも支援を求め、解雇撤回斗争に取り組んできたものであり、本件の団体交渉申入れはその解雇斗争の一貫として原告に要求していたものである。

## 2 本件団体交渉拒否の不当労働行為性

(一) 原告の団体交渉に対する態度

原告の側では、従来は団体交渉に院長、副院長など、最終決定権限を有する者が出席していたに拘らず、昭和五一年五月ころから、特段の理由も明らかにすることなく、これらの者が団体交渉に出席しなくなった、このため、団体交渉の交渉事項はスムーズに処理されず、空転することが多くなってきており、原告の団体交渉軽視の態度は顕著である。

そして、県評や地区評などの代表者が団体交渉に出席することについても、原告は、従来これを認めていたに拘らず、昭和五一年九月ころから、これらの者の団体交渉への出席を拒否するようになった。その当時の原告の主張は、従来の方式で行う旨を応諾しておきながら、突如として外部団体の人を団体交渉の場に導入したというものであって、委任の対象が団体に対するものであるから拒否するとか、あるいは委任の形式を問題にするとかのものでは決してなかった。

(二) 本件団体交渉拒否に至る経過

(1) 補助参加人は、昭和五一年四月二一日、X 1 の解雇処分に関する団体交渉の申入れを原告に行ない、原告は、同日、右団体交渉に応じる旨応諾した。

(2) 団体交渉日である同年四月二二日、地区評のX 4 が出席し、委任状を示した。しかし、原告側交渉委員は右委任状を確認しようとしないうで、退席してしまった。

その後、同年五月九日に、補助参加人は五月一日の団体交渉に地区評が出席する旨の申入れを行なったところ、これに対して、前日に原告側から「正式な手続によるものか」との問い合わせがあったので、補助参加人は、「正式な手続によるものである」旨の回答書を提出した。しかるに、原告側交渉委員は、外部の者が入っている団体交渉であるとの理由で、五月一日も団体交渉を拒否した。

(3) 五月一八日被告において、本件に関する「あっせん」がもたれた。右「あっせん」の場において、Z 1 公益委員は、双方を個別に呼び、補助参加人に対しては、「事態を解決するために総評として誰々が担当するものであるかを明確にせよ。」という話がなされた。そこで、右要請に応じて、補助参加人は、原告に対し、委任状を提出した。これに対し同年五月二一日原告側から同月二六日の本件団体交渉に応じる旨の応諾書が提出された。

(4) そこで、同年五月二六日に、補助参加人としては、当然本件団体交渉が開催されるものと考え出席したところ、意外にもY 2 事務部長は、「この委任状は、団体に対するものか、個人に対するものか」との質問をしてきた。これに対し、補助参加人側は、「Z 1 公益委員の指示に従ったものである。」旨の回答をしたが、原告側は、この委任状は肩書が付されており、団体に対する委任状であるとして、団体交渉に入ることを拒否してきた。このため、県評のX 5 事務局長が、肩書を消し個人の資格にすれば応じるのかと詰め寄ったところ、「仮空の問題であるから答えられない。」として拒否するに至ったのである。

(三) 右の経過に鑑みれば、原告は労働組合特に総評系の県評あるいは地区評に対する嫌悪の態度が著しく、団体交渉自体をも軽視していたものであって、本件団体交渉も、「委任状の形式」を問題にすることによって、これを実質的に拒否したものであって、右拒否につき、正当な理由がないものといわなければならない。

3 そこで、被告は補助参加人の救済申立を理由があると判定して、原告が請求原因1において主張するように、原告は本件団体交渉に応じなければならない旨の本件救済命令を発したものである。

四 補助参加人の三の主張に対する原告の認否、主張

1 (一) 同三の1、2の事実は否認する。

(二) 同三、3の事実は認める。

2 被告は、本件救済命令において、昭和五二年五月二六日の本件団体交渉につき、原告病院のY 2 事務部長の個人か団体かとの質問に対し、県評のX 5 事務局長が、「団体として委任を受けたもので、役員として参加している。個人として来られるわけがない。」と答えたこと認定している。

しかしながら、X5事務局長は、「役員として参加している。」との発言をした事実はなく、「団体として来ている。個人として来られるはずはない。」と答えたのみであるばかりか、当時の事情からみて右の「団体として来ている。」との発言の中に「団体の役員として来ている。」との趣旨が包含されていると考えることもできない。したがって、この点において本件救済命令には明らかに事実の誤認がある。

3 被告は、本件救済命令において、原告の補助参加人に対する態度を問題にしているが、これはつぎの理由により当を得ていないものである。

(一) 被告は、本件救済命令において、原告が数日間何らの照会もせず、団体交渉の席上卒然と質問を発したことを問題としているが、それはあっせんの経過、委任状の形式からみて、まず個人に委任したことはほぼ明らかであったから、Y2事務部長はそれを確認のため問合わせたにすぎず、その結果、予測と相異し、あっせんの際の公益委員の発言と異なった答が返ってきたため、紛議を生じたものである。この点、あっせんに従わず、形式だけは従い、実体は団体に委任すると言う補助参加人の態度こそ問題とされなければならない。

(二) 被告は、本件救済命令において、原告病院のY3職員課長らが昭和五二年四月二二日の団体交渉の最後に総評とは話合できないと言ったとして、その発言を問題としているが、これは、地区評の交渉委員が団体交渉の席上ではなく、その終了後院長に面会を求めた際、右Y3らがこれを拒否する言葉として発言したものであって、それ以上格別の意味はない。

(三) 原告が、あっせんの際、補助参加人とだけの交渉を希望したことをもって、総評嫌悪、団体交渉忌避の表徴とされることはまことに意外である。すなわち、あっせんは、事件を解決するため双方の主張の要点を確かめなければならないが、そのためには双方の主張、希望、考えを率直に述べさせることが事件解決につながると思われるからである（そのためにあっせん員に守秘義務が課せられている）。

(四) 被告は、本件救済命令において、昭和五二年五月二六日の本件団体交渉における委任状の受任者の肩書抹消について、Y2事務部長が仮定の問題に答えられないと述べた点を問題とされるが、総評嫌悪、団体交渉忌避とされるかどうかは、X5事務局長が一步進んで肩書を抹消した後に考慮すべきことがらである。右団体交渉の席上で、原告としてあっせんに忠実であろうとしているのであるから、補助参加人としてもあっせんに忠実であるべきであって、原告のみが右の点で非難せられる理由はない。

4 昭和五二年五月一八日被告によるあっせんの結果「組合は正式の委任状により地区評の役員個人に委任した上で、改めて団体交渉を申し入れることになり、その場合は病院も団体交渉に応じるようにしたい」ということになり、団体交渉の委任は、団体に対しては行わず、個人に対してのみ行う旨の協定が成立した。したがって、右協定の成立を否定した点において、本件救済命令には事実の誤認がある。

5 被告は団体交渉を団体に委任することは当然に許されるとする。しかしながら、次のような理由から団体交渉の委任は自然人に限らるべきである。

すなわち、労働組合法六条にいう「委任を受ける」というのは、使用者と事実上の交渉を行うことを委任される意味であるから、その性質上、受任者は自然人に限られるものである。法人に権利義務の帰属する法律上の交渉ではなく、事実上の交渉では法人に権利義務が帰属しないから、たとえ、法人の機関が行為したとしても、それは法人の構成員が個々に行為したにすぎないからである。

したがって、法人に団体交渉を委任することは無意味であって、おのずから受任者は自然人に限られることになる（このことは人格なき団体であっても同様であるから以下両者を含めて団体とする）。

また、団体を受任者とするのは、団体という多数人の集団と交渉することであって、大衆団交を認めるに等しい。というのは、団体の機関が行為したとしても、或いはまた団体の構成員それぞれが行為したとしても、法的には同価値であるからである。大衆団交をさけるために団体の機関すなわち代表者と交渉すればよいとするのは、団体に権利義務が帰属するのでないから、団体の機関でなくとも、団体の構成員なら誰でもよいことを無視するものである。

さらに、団体交渉という継続する過程において、それを円滑に進行させるため交渉担当者を固定化する必要があり、その固定化のためにも自然人にかぎるのが合目的である。

このことはたんなる運用上の問題ではありえない。自然人の場合においては運用上の問題であろうが、団体においては以上のごとく担当者が誰であってもよいのであるから、受任者が団体であるかぎり、交渉担当者が固定化しないで、流動化するのは当然の理なのである。この点においても、自然人に限らるべきである。

したがって、本件救済命令は労働組合法六条の解釈を誤ったものといわなければならない。

- 6 労働組合法が第三者に団体交渉を委任するには、組合大会の決議を要するところ、本件団体交渉の委任は、この手続を欠いている。仮りに執行委員会において第三者に対する委任決議がなされ、右決議内容が、それによって交渉権限のみを委任するものであり、また第三者と執行委員とがともに交渉に参加するものであるとしても、これによって組合大会の決議が不要になるとは解されない。

第三者に団体交渉を委任することを組合大会の決議事項とする所以が、組合民主主義の貫徹をはかろうとする趣旨であるとすれば、第三者の強大な勢力を期待して第三者に団体交渉を委任するのであるから、第三者に妥結権限を与えないとか、あるいは特定の第三者のみに団体交渉を委ねないとかいうことのみで、組合民主主義の保障は期しがたい。

なお、闘争委員会の決議によって第三者に団体交渉を委任したとしても、白紙委任的な闘争委員会への授権をもって、組合大会の決議に代りうるものということとはできない。かつ闘争委員会への授権の根拠、闘争委員会そのものの権限が不明な本件においては、なおさらである。

- 7 本件団体交渉の交渉事項にあたるX1の解雇の件につき、同人はすでに神戸地方裁判所姫路支部の仮処分決定により従業員たる地位を保全され、かつ本案訴訟が既に係属中であって、同人の解雇問題は右訴訟により解決される可能性が高いので本

件救済命令の救済利益は乏しい。

- 8 被告は、地区評等の役員が個人として委任を受けたのか、或いは委任を受けた地区評等の役員として地区評等を代表して交渉するのかが本質的に重要な問題ではなく、最終的に問題になるのは、県評及び地区評の役員が補助参加人の委任に基づいて団体交渉に参加することが許されるかどうかにあるとされる。

しかしながら、補助参加人が救済を求めているのは県評及び地区評への委任による団体交渉を原告が拒否したとする点にあり、役員が個人として出席する団体交渉を拒否したことに対して救済を求めているわけではない。

現に、被告が終局的な問題とされる県評及び地区評の役員が補助参加人の委任を受けて団体交渉に参加し得るかどうかという点は、何ら労使間において問題とされておらず、また、原告は、団体の役員すなわち県評及び地区評の役員から団体交渉の申入れを受けたこともなく、したがって、これを拒否したこともない。そうすると、本件救済命令は補助参加人の救済申立の範囲を超えたものであり、原告が補助参加人から申入れの全くない団体交渉までも拒否したとして、その不当労働行為を認めた点で、違法を免れない。

しかも、本件救済命令は、その主文において、受任者を団体であるか、個人であるかを特定せず、抽象的な文言のまま発せられているが、団体に対する委任がかりに許されるとしても、受任者は県評あるいは地区評という団体に限定して発せられるべきである。

- 9 本件救済命令は、その理由で、団体が団体交渉の受任者となった場合、受任事務の処理をするのは、当該団体を代表する者であるとしながら、その主文で、役員参加を是認したことは、右命令の主文と理由の間に齟齬がある。

蓋し、県評、地区評を代表する機関は役員一般ではなく、役員の中の議長であるからである。

- 10 以上のとおり、本件救済命令は、事実を誤認し、あるいは法律の解釈と適用を誤った違法な行政処分である。

## 五 原告の四の主張に対する被告の反論

- 1 原告が同四2において主張する昭和五二年五月二六日の本件団体交渉の様子は以下のとおりである。すなわち右団体交渉の冒頭、原告のY2事務部長が県評のX5事務局長らに対し「個人でおこしになったのか、団体でおこしになったのか。」と質問したところ、同事務局長は「個人で来られるわけがない。あくまでも団体の資格で来たんだ。」と答えた。そもそも右質問は、原告において、右団体交渉の席上示された委任状が、受任者として列挙された個人に対する委任であるか、受任者の肩書にある県評等の団体に対する委任であるか、を問題とし、同事務局長らがどのような立場で団体交渉に参加しようとしているのかを尋ねたものであるから、「団体でおこしになったのか。」という質問は、県評等の団体が受任し、その団体の役員として（もしくは、その団体を代表する者として）参加しているのか、との趣旨であり、「団体の資格で来たんだ。」という回答は、同事務局長の場合に即して言えば、受任者は県評であり、県評の役員として（もしくは県評を代表する者として）参加している、との趣旨に理解すべきである。

2 原告は、同四、4において、補助参加人の委任の仕方があっせんの結果と異なることをもって、補助参加人を非難し、本件団体交渉拒否を正当化しようとしている。なるほど、あっせんにおいて、地区評の役員個人に委任した上で改めて右団体交渉を申し入れることとし、かつ、少なくとも形式上はそのとおりの委任状を作成提出しながら、なお地区評等の団体に対する委任に固執する態度を示した補助参加人のやり方にも問題があり、本件の場合、それが紛争を生ずる契機となったことは否みがたいけれども、本件におけるあっせんの結果は、補助参加人が地区評の役員個人に委任して団体交渉を申し入れることになり、この場合には、原告としても団体交渉に応じるようにしたいというに止まり、団体交渉促進のあっせんとしては、一応解決の手がかりが得られたとめ終結したのであるが、これによって将来にわたり団体交渉委任の方式が決定されたとはまではいえず、いわんや、そのことが明確に協定されたわけでもない。また、このあっせん事項は、いわば権利争議に関するものであって、利益争議に関するものでなく、しかも、すでに発生した問題の事後処理を図ったものでなく、単に団体交渉の早期かつ円滑な開始を目途としたに過ぎないのであるから、このあっせんによって、補助参加人がしかるべき団体に団体交渉の委任をなすべき労働組合法上の権利を奪うことはできず、あっせんの結果も、補助参加人がこの権利を放棄した趣旨に解すべきではない。したがって、補助参加人の団体交渉の仕方があっせんの結果と異っていたとしても、そのことが直ちに原告の本件団体交渉拒否を正当化するものではないというべきである。

3 もともと補助参加人としては、地区評並びに地区評を通じて県評に、本件団体交渉についての支援を求めたのであるから、そのための委任についても、基本的に、地区評並びに県評に対する委任であるという考え方が強いのは当然のことである。但し、その結果として現実に団体交渉に参加するのは地区評等の役員個人であるから、地区評等の役員が補助参加人の委任に基づいて団体交渉に参加するに至る過程には、つぎの二つの場合がある。すなわち、

A、補助参加人から地区評等に委任し、地区評等の内部で参加者の人選をしたうえ、補助参加人と参加者との間で打合わせ協議を経た後、受任者地区評等を代表する者として参加

B、補助参加人から地区評等に受任者の人選依頼をなし、地区評等の内部で受任者の人選をしたうえ、補助参加人と参加者との間で委任打合わせをして受任者として参加

の二つの場合があり得る。しかし、実体的には右AとBの間にほとんど差異がなく、極論すれば、委任状に記載された受任者如何によって、観念的に右AとBとを分別し得るに過ぎない。したがって、本件のように単に交渉権限を委任したにすぎない場合、右AとBとを峻別して、その決的効力を論ずる実益はないものというべく、最も重要なことは、右のA Bいずれの過程を経るにせよ、補助参加人を支援するため、その委任に基づき地区評等の役員が団体交渉に参加することが許されるかどうか、換言すれば、原告が使用者としてこれに応じなければならなかったかどうか、にあるものといわねばならない。

4 補助参加人が被告に求めた救済内容は、原告が、県評及び地区評の役員が参加す

る団体交渉に応じることであって、その求めた救済の趣旨も、右の基礎に立脚したものと解すべきである。ただ、救済の趣旨に、「上部団体たる」とある点については、紛争の中心点が団体交渉委任の問題であり、かつ、委任に基づく以上、県評及び地区評が上部団体であるか否かは直接関係がないので、本件救済命令は「申立人の委任に基づき」として救済したのである。よって、本件救済命令は救済申立の範囲を超えたものである、という原告の同四、8の主張も当を得ない。

5 原告は、同四9において、本件救済命令には、その主文と理由の間に齟齬があると主張している。しかし、本件救済命令が、その理由で、団体が団体交渉の委任を受けた場合、受任事務の処理として交渉に当るのは当該団体を代表する者である、といているのは、団体が受任者の場合大衆団交となるという原告の主張に応えたもので、受任者たる団体の構成員が当然交渉要員となるのではないことを説示したものにすぎない。それはともかく、ここに当該団体を「代表する者」というのは、あらゆる面で代表権限を有する、いわゆる代表者を指称するのではなく、当該団体を代表して交渉に当る者の意味である。前記のような本来の代表者がこれに含まれるのは勿論であるが、団体交渉という事務の性質からいっても、それに限るものではないことはいうまでもない。本来の代表者以外は、その都度当該団体において選任するのが本則であろうが、一般に、通常の労働組合にあっては、執行委員全員、県評や地区評のように、傘下組合の指導、支援等を任務とする団体にあっては、その役員と担当オルグが、受任された団体交渉を行うべき権限と責務を有し、その人数が多過ぎるときは、その中から交渉に必要な人数を選出すべきものと解するのが相当である。したがって、本件救済命令には、原告主張のように、その主文と理由の間に齟齬があるものということとはできない。

#### 六 原告の四の主張に対する補助参加人の反論

(一) 原告は、同四2において、県評のX5事務局長の発言内容を捉え、本件救済命令に事実誤認がある旨主張している。

しかし、X5事務局長が「個人としてなら団体交渉を病院側は受ける意思があるのか、肩書が問題であればこの場で肩書も消す」旨の発言をしていたのであるから、この発言からしても、本件救済命令に事実誤認のないことが明らかである。

(二) 原告は、同四3(一)及び4において、補助参加人があっせん経過に反し「団体」に対する委任であることに固執した態度こそ問題があると主張する。しかし、右あっせんにおいて、補助参加人が個人に団体交渉権を委任し出席して貰うということを約束した事実はない。また、委任状の形式についても、被告より、氏名等を明確にし印紙も貼付した上で団体交渉の申し入れをした方が原告において団交拒否をしにくいであろうという助言がなされたので、右のような形式のものを提出したにすぎない。

(三) 原告は、同四、5において労働組合法六条は自然人への委任に限ると主張している。しかし、特に、労働者の運動が、その団結とか、団体相互の連帯や共闘体制を不可欠としている限り、委任の相手方を、特段の障害がない限り、自然人に限定すること自体明らかな誤りである。

原告は、団体が、委任を受けると、交渉委員が変更する等して、交渉が遅滞する



ことがあるかのように主張しているが、これは明らかに誤りである。

(四) 原告は同四、8において、本件救済命令は救済申立の範囲を超えるものであると主張しているが、補助参加人が救済申立をしたのは、補助参加人の委任に基づいて県評及び地区評の役員が団体交渉に出席しようとしたのを拒否されたことに基づくものであり、このことは、昭和五二年五月二六日の団体交渉予定日にも労使間で議論されたのであるから、県評及び地区評の役員が補助参加人の委任を受けて団体交渉に参加しうるかどうかという点は、労使間に於いて問題とされていないとの原告の主張は事実と反するものであり、いずれにしても本件救済命令はその救済申立の範囲を超えたものではない。

### 第三 証拠

#### 一 原告

- 1 甲第一、第二号証、第三号証の一、二、第四ないし第二二号証
- 2 証人Y2の証言
- 3 乙号各証については原本の存在及びその成立を、丙号各証についてはその成立をいずれも認める。

#### 二 被告

- 1 乙第一ないし第六号証
- 2 甲号各証の成立はいずれも認める。

#### 三 補助参加人

- 1 丙第一ないし第一三号証
- 2 甲号各証の成立はいずれも認める。

### (理由)

#### 一 本件救済命令の成立

原告はその肩書地において日本赤十字社の経営する病院であること、補助参加人は日本赤十字社の従業員で組織されている日本赤十字労働組合の支部であって、原告病院及び姫路血液センターの従業員を構成員とする労働組合であること、原告はその従業員であり、補助参加人組合の組合員であるX1を解雇したこと被告は補助参加人の申立に基づいて昭和五三年二月一〇日請求原因1の本件救済命令を発し、右命令書は同日原告に交付されたこと、以上の事実は当事者間に争いがない。

#### 二 本件団体交渉拒否の正当理由の有無

当事者間に争いのない前記一の事実に、証人Y2の証言、成立に争のない甲第四ないし第一六号証及び原本の存在及びその成立に争いのない乙第一ないし第六号証によれば、次の1ないし7の各事実が認められる。

- 1 原告は、昭和五二年四月一九日、従業員であるX1に対し解雇の意思表示をしたが、補助参加人は、原告に対し、右解雇の件について団体交渉の申入れをし、原告においてこれを応諾したので、同月二二日、右団体交渉が開催されることとなった。そして、同日の団体交渉には、原告側からはY2事務部長ら五名が、補助参加人側からは補助参加人組合のX6執行委員長ら一〇名と、これに加えて総評系の地区評からX7議長、X8副議長ら幹事一〇名とがそれぞれ出席したところ、原告より補助参加人組合の構成員以外の外部の者は退席して欲しいとの申入れがあり、これに

対し、右X8副議長が、補助参加人から地区評に団体交渉を委任した旨の委任状（甲第六号証）を原告に示したが、原告はこれを見ないまま、右団体交渉を拒否した。

- 2 そこで、補助参加人は、同月二六日、地区評の幹事が出席する団体交渉に原告が応じるよう地労委にあっせんの申請をしたうえ、同年五月九日、原告より補助参加人に対して、前記解雇の件と年末一時金の件について、同月一日に団体交渉を行いたい旨の申入れをした。補助参加人は、右団体交渉を応諾したうえ、原告に対し書面で右団体交渉には地区評も出席する旨の申入れをした（甲第七号証）ところ、同月一〇日、原告から補助参加人に対し、団体交渉に地区評も出席するというのは正式の手続によるものであるのかどうかとの問合わせ（甲第八号証）があったので、右問合わせについて、補助参加人から原告に対し、正式な手続によるものであるとの回答（甲第九号証）がなされた。
- 3 そこで、同月一日、団体交渉が開催されることとなり、原告側からY2事務部長ら五名が、補助参加人側からX6委員長ら一〇名と、これに加えて地区評よりX7議長、X8副議長、X9事務局長ら約一二名とがそれぞれ出席したところ、原告から、団体交渉の委任はその受任者が上部団体か個人でなければ許容することはできないのであるから、補助参加人の上部団体ではなく単なる友宜団体にすぎない地区評は、団体交渉の委任を受けることはできないのであって、この席から退席して欲しいこと、交渉人員は一〇名位にして欲しいこと、補助参加人がそうした措置をしなければ団体交渉には応じられないとの発言があった。これに対して、補助参加人は、原告の右退席の要求には応じないで、補助参加人から地区評へ団体交渉権の委任をした旨の委任状（甲第一〇号証）を示したところ、原告はこれを受け取ったものの団体交渉には応じないまま、原告側交渉員は全員退席した。
- 4 同月一八日、地労委において、総評系の地区評等が右団体交渉に参加する件について、Z1委員によるあっせんが行われたが、同委員は、原告側出席者（Y3職員課長ら二名）と補助参加人側出席者（X6委員長ら二名、地区評よりX7議長ら三名）を同席させないで、別々に説得したが、正式のあっせん案は作成されなかった。
- 5 そこで、補助参加人は、同月一九日、原告に対して前記解雇の件について、受任者八名の氏名を記載した団体交渉の委任状（甲第一二号証、なお右委任状には、各受任者について、「X5、県評事務局長」など、氏名のほかに、その所属する団体及び役職が肩書として記載されていた。）を添えて、書面で同月二六日に本件団体交渉をしたい旨の申入れをした（甲第一一号証）ところ、原告もこれを応諾し、同月二六日に本件団体交渉を開催することとなったが、同開催日に至る間、原告から補助参加人に対して委任状に関する問合わせはなされなかった。
- 6 そして、同月二六日、本件団体交渉が開催され、原告側からY2事務部長ら五名が、補助参加人側からX10書記長及びX2書記次長らと、これに加えて総評より、県評のX5事務局長、地区評のX7議長ら六名（いずれも前記甲第一二号証に受任者として記載されているもの）とがそれぞれ出席したが、その冒頭において、Y2事務部長が右の総評関係者六名に対して「委任は個人の資格で受けたのか、それとも団体の資格で受けたのか。」との質問をしたところ、X5事務局長が「個人の資

格で来られるわけがない。団体として委任を受け、団体の資格で来たんだ。」と答えた。そこで右Y2は、「団体に対する委任であり、団体の資格で来たのなら、応じるわけにはいかない。」と告げたところ、右X5から「そうであるなら（受任者の）肩書を消したらどうだ。」との質問があったが、右Y2は「そういう仮定のことに対しては病院として返答ができない。」との発言を返し、結局原告は本件団体交渉に応じないまま、原告側交渉委員は退席した。

7 その後においても、原告は、補助参加人から総評系の役員の参加する団体交渉の申入れを受けたが、これに応じようとしなかった。

ところで、労働組合法六条は、労働組合は団体交渉権限を第三者に委任することができる旨規定しているが、同条に規定の受任者は、その文言上、また同法及びその他の法令上、自然人に限定されているものということとはできない。労働組合運動は、団体相互の協力体制を通常の運動形態とするものであって、この運動形態に鑑みると、労働組合がその交渉力を強化するため他の団体の支援を要請し、これにその交渉権限を委任することは、特段の事由がない限り、認容されなければならないから、同条に規定の受任者を、自然人だけに限定して、団体である法人を除外するのは相当でない。さらに、労働組合は、自らが交渉当事者となって、第三者たる個人を交渉担当者に加え、またはこれを交渉担当者とする場合だけでなく、団体交渉事項の如何によっては、自らが交渉当事者とならないで、第三者たる団体（たとえば上部団体等の法人）に団体交渉権を委譲し、その団体の代表者をして団体交渉の当事者とさせるのが適当である場合もあるから、同条に規定の受任者を単に個人だけに限定し、団体たる法人への委任を認めないことは、団体交渉権を認めた労働組合法の法意に反し、同条を不当に狭く解釈するものといわなければならない。したがって、この点から考えても、同条に規定の受任者は、個人のほか、法人をも含んでいるものと解するのが相当である。

そこで、この点を本件についてみれば、前記認定の事実によると、原告は、X1の解雇の件につき、補助参加人との間で三回にわたって団体交渉を開いたものの、実質的交渉に至らないまゝいずれもその団体交渉を拒否し、その大きな理由は、右の団体交渉に補助参加人側の交渉委員として、補助参加人組合の執行委員だけでなく、そのほかに県評あるいは地区評の役員らが出席しており、これらの者の出席は、補助参加人から団体である県評あるいは地区評に対する団体交渉の委任に基づくものであって、労働組合法の容認しないことであるという点にあったところ、前示の解釈によれば、原告が右のような理由で団体交渉を拒否したのは正当な理由を欠くものであって、前記認定の事実によれば、原告が団体交渉を拒否した真の理由は、総評を嫌悪し、県評あるいは地区評の役員個人が団体交渉に参加することを忌避し、ひいては右役員が参加する本件団体交渉を拒否したところにあることが明白であり、したがって、原告は正当な理由がなく本件団体交渉を拒否したものといわなければならない。

また、原告は、その主張の四、4において、前示の昭和五二年五月一八日の被告によるあっせんの結果、原告と補助参加人との間で、団体交渉の委任は、団体に対しては行わず、個人に対してのみ行う旨の協定が成立したのかかわらず、補助参

加人は右協定の趣旨に反して本件団体交渉の申入れをしたと主張しているが、証人 Y 2 の証言及び前掲乙第五及び第六号証中の Y 3 の供述中右協定が成立したとの主張に沿うかのような部分は、前掲乙第一、第二号証中の X 9、前掲乙第三、第四号証中の X 6 の各反対趣旨の供述、及び右あっせんが原告側出席者と補助参加人側出席者とを同席させないで別々に行われたものであるうえ、正式のあっせん案も作成されなかったなどの前記認定の事実を照らすと、信用できず、他に原告主張の右協定成立の事実を認めるに足る証拠はないから、右協定成立の事実を前提とする原告の前記主張は採用できない。

さらに、原告は、その主張の四、6において、補助参加人が県評あるいは地区評に対してなした団体交渉の委任は組合大会の決議に基づかない無効なものであるから、右委任に基づいて県評あるいは地区評の役員が出席してなされた団体交渉を、原告が拒否するのは正当な理由がないとすることはできないと主張している。

しかしながら、前記認定の事実によると、原告は本件団体交渉の当時右主張の事実を認識しながらこれを理由に本件団体に本件団体交渉を拒否したとは認められないし、また前掲乙第四号証によると、補助参加人は執行委員会において県評あるいは地区評に対して、X 1 の解雇の件に関する団体交渉を委任する旨決定したこと、この決定に先だつ昭和五一年四月三日ころ組合大会が開かれ、すべての組合員に対する不当弾圧に反対するという項目でスト権を確立するとともに、団体交渉を委任する権限を執行委員会（スト権確立後は闘争委員会となる。）に委譲する旨の決議がなされたこと、さらに昭和五二年五月二六日に開かれた組合大会においては、X 1 の解雇の件につきスト権が確立されるとともに、団体交渉の委任権限を執行委員会に委譲する旨の決議がなされていることが認められる。

なお、補助参加人が組合大会の決議に基づいて県評等の第三者に対し団体交渉をする権限を付与し委任したかどうかは、補助参加人組合内部のことからであるから、仮りに原告主張のように組合大会の決議を経なかったとしても、これを理由に団体交渉を拒否することは許されない。

以上説示したところによれば、原告が、本件団体交渉を拒否するについて、原告主張のように正当な理由がないとすることはできないものとして右主張を認めることはできない。

### 三 原告のその余の主張について

- 1 原告は、その主張の四、7において、本件救済命令は、救済の利益が乏しいのに拘らず発せられたものであると主張するが、前記一説示のとおり、本件救済命令は、補助参加人（組合）が団体交渉権に基づいて原告（使用者）との間で、X 1 の解雇問題並びに昭和三五年一〇月四日付及び昭和三七年一二月一八日付各協定書に関する紛争を団体交渉により自主的に解決しようとしたところ、原告において不当に右団体交渉を拒否し団体交渉権を侵害したとして、原告に対し、右団体交渉権侵害に対する救済を命じたことが明らかであるから、X 1 に対してその従業員としての地位を保全する仮処分決定があり、さらに本案訴訟が係属しているとしても、本件救済命令の救済利益は乏しいということできないから、原告の右主張は採用できない。

2 原告は、その主張の四、8において、補助参加人が被告に救済を求めたのは、団体である県評あるいは地区評に委任した団体交渉を、原告が拒否したとする点についてであるにも拘らず被告は、受任者が団体であるか、あるいは個人であるかは重要な問題ではなく、終局的な問題は県評あるいは地区評の役員が補助参加人の委任を受けてその団体交渉に参加できるかどうかであるとし、主文において右役員の参加する団体交渉に応諾すべきことを命じたのであり、これは補助参加人の申立の範囲を超えた判断をしたものであって、違法であると主張し、さらには、本件救済命令は、その主文において、受任者を団体であるか、あるいは個人であるかを特定していないが、団体に対する委任が許されるものとして団体交渉応諾の救済命令を発するためには、右の受任者を県評又は地区評という団体に限定すべきであると主張している。

しかしながら、本件救済命令の主文は、原告は県評及び地区評の役員の参加する団体交渉に応じなければならないというものであることは前示のとおりであるが、前記二認定の諸事実及び成立に争いのない甲第一号証によれば、原告と補助参加人との間で、団体交渉権限を団体に対しても委任しうるかどうかが紛議を生じたのであるが、原告が補助参加人の申入れにかかる団体交渉を拒否した真の理由は、総評を嫌悪し、県評及び地区評等の役員が団体交渉に参加することを忌避し、ひいては右役員が参加する団体交渉を拒否したものであるところから、本件救済命令は、その理由で、補助参加人は団体交渉権限を個人に対してだけでなく、団体である県評あるいは地区評に対しても委任できるという判断をなすとともに、受任者である県評あるいは地区評の代表者としてその役員が団体交渉の場に出席する場合だけでなく、補助参加人より受任した役員個人が出席する場合をも含めて救済する趣旨のもとに、その主文で、原告は補助参加人の委任に基づき県評あるいは地区評の役員の参加する団体交渉に応じなければならない旨、原告に命じたことが明らかであるから、原告の前記主張はいずれも採用できない。

3 さらに、原告は、その主張の四、9において、本件救済命令が、その理由で、団体が団体交渉の受任者となった場合、受任事務の処理をするのは、当該団体を代表する者すなわちその議長であるとしながら、その主文で、役員の参加を是認しているのは、主文と理由との間に齟齬があるから、本件救済命令は違法であると主張している。

しかしながら、前掲甲第一号証によると、本件救済命令が、その理由中において、「代表する者」といっているのは法律上団体を代表する権限のある代表者のみを意味するのではなく、団体から選任を受けて事実上団体を代表し団体交渉に参加する者を指称しているものと解せられるから、原告の右主張は採用できない。

四 以上の次第であるから、原告の団体交渉拒否は正当な理由がなく、したがって右拒否を不当労働行為に該当すると判定して原告に対し、県評及び地区評の役員が参加する補助参加人との団体交渉に応諾すべきことを命じた本件救済命令は適法な行政処分といえることができる。

よって、原告の本訴請求は理由がないから、これを棄却し、訴訟費用の負担については民訴法八九条を適用して、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第四民事部